

第4章 男性DV相談実施機関に対するヒアリング調査

県内で男性相談者からのDV相談窓口を開設している2機関の相談担当者に、現在の相談の傾向や実績を踏まえた意見、課題についてヒアリング調査を実施した。

調査結果は次のとおりである。

1 男性DV相談実施機関1

(1) 相談窓口の概要

[被害者相談・加害者相談]

- ・ 開設 平成22年
- ・ 相談日・相談時間 平日日中
- ・ 相談方法 電話相談

(2) ヒアリング結果

ア 相談の内容等について

高齢の人、障がいのある人からの相談もあるが、相談者の約7割が加害行為をした男性からの相談で、その相談内容は、「周囲の親族等から自分の行為がDVに当たると言われるが、DVとは何かを知りたい」「自分でもDVと分かっているが、暴力をやめることができず何とか治したい」「妻がどこにいるのか知りたい」など様々である。

加害相談の特徴とその対応は次のとおりである。

- 加害相談者は、知性的であり冷静でソフトな口調で相談する人が多い。
- 知性的であるため、自分で理屈を構築する傾向があり、自分の行為をDVと認められない人が多い。このような人には「自分がそのような行為を受けたら嫌だと思わないか?」と投げかけをすることにより「気づき」を促している。
- 自分の暴力行為を正当化する傾向があるので、「どのような場合でも、暴力行為は許されない」旨をはっきり伝えている。
- 「妻の情報を把握したい」といった相談の場合は、自分から探すと状況がより悪化する可能性があることを伝えながらも、頭から否定せず、妻がなぜいなくなつたかを本人に考えてもらうような対応をしている。
- 加害相談者の傾向として、「夫婦間では、妻は夫に従うものである」など、妻やパートナーを一個人として認めていない場合がある。この場合は、「夫婦であっても、妻は別人格であり自分の思うようにできる対象ではない」ことを伝える。
- 被害者としての相談を進めるうち、相談者が被害者であり加害者でもあるのではないか、と思われる場合もある。

イ 相談体制及び相談員について

(ア) 相談体制について

現在は2名体制で相談を実施している。相談を受けている相談員の横にもう1人の相談員がいて、相談中に必要な資料を提供する等フォローしていることから、相談員は2名体制が望ましい。

また、2か月に1回程度事例検討会を実施しており、相談員間で事例の共有化を行うことにより、困難事例を1人が抱え込んでしまわないように留意している。

(イ) 相談員の性別について

相談において、相談員の性別は男女それぞれにメリットがあると考えられる。

相談内容が性的な嗜好の場合などは、「男性でないと話せない」と男性相談員を希望する人もいる。また、男性同士なので、その気持ちは共有できるが暴力はよくない、というスタンスで気付きを促せるようにしている。

一方、女性相談員の場合は、被害者の立場で話を聞くことで女性の気持ちを伝えることができる。

なお、以前、平日に男性相談者向け相談を実施した際は、フリーダイヤルであったためか、女性相談員へのいたずら電話があったが、現在はそのような電話はない。

(ウ) 加害が疑われる者からの相談を受ける相談員について

この場合は、こうした相談の経験者が望ましいと考えられるが、当機関の相談員は経験者が多い。

相談経験者は分野が違っても共通点があり、女性相談を行ってきた人は、「被害者をなくすためには加害者に対応」との視点を持っている。

また、特に相談員に資格は求めておらず、精神面や医療が必要と思われる相談者については、相談を受けてからそれぞれの関係機関へつないでいる。

なお、加害者相談では、相談員の安全に配慮する必要がある。

(エ) 相談員に求められる資質等について

一般的な資質としては、まず相談者の話を傾聴できること、が求められる。

始めに説教をしてしまうと相談者との会話が成立しないことが多いので、相談者の話を傾聴できない人は相談員としては適切ではない。

また、対処方針を最初から示さず、相談者が自分自身でわかつてもらうようにすることが重要であり、さらに、DVは身体的な暴力だけだと誤解している相談者には、話の中で本人が気付くきっかけを持ってもらうことが求められる。

相談時間が長くなり、話が繰り返しになるような場合は「今日はこの辺で」ということで区切り、相談者の考えが整理できるようにしている。

ウ 相談にあたり配慮していること

DVの自覚がない人に、頭ごなしに意見したり注意するような対応をせず、当人が行っていることが暴力であることに気付いてもらえるよう、相談者に感情や思いを話してもらうよう対応している。また、常に女性被害者の安全を念頭に置く必要がある。

継続相談者には、相談員で内容を共有するため「フェイスシート」に記入して対応している。相談の際、最初に聞くのは年齢・家族構成。相談者の情報については、無理に聞かず、氏名も、「名前は仮名でよい」と対応し、次の相談につなげている。

エ 相談者が相談員に求めるもの

男性は、会社や家族など、周りに相談できない場合が多いことから、相談員に求められているのは、「とにかく話を聞いてほしい」、ということである。また、相談することにも慣れていないことから、勤務先には相談できないし、仕事を辞めると孤立してしまうという状況がある。特に年配の人は、相談に慣れていない。

相談者は40代～50代で、小さい子どもがいる人が多いようであり、高齢の被害者には、自治体の相談窓口を紹介することもある。

加害者でその自覚がない人は、「自分は悪くないが、どうか」といった内容が多い。

オ 相談者への情報提供について

加害が疑われる相談者で、更生プログラムを受けたい人には、実施団体を紹介している。その際、更生プログラムは有料であることや、講座を受講したとしても必ずしも更生できるとは限らないことなどを伝え、過度な期待を持たせないようにしている。

また、メンタルな面では、ケースバイケースで医療機関の受診や福祉センターの情報などを提供している。

カ 面接相談について

面接相談については、「じっくり話をしたい」として希望する人もいるが、多くはない。

その理由は、男性はそもそも自身の私生活にかかることを他人に相談することに抵抗感があり、匿名性が保てる電話での相談は行えても顔を合わせる面接相談までは希望しないものと考えられるからである。

また、男性は通常勤務しており、面接相談を行う時間を作ることが女性より難しいことが考えられる。

キ DVに悩む男性を相談につなげる方法について

相談者は、インターネットで調べて相談してくる人が多いことから、インターネットの周知が有効であると思われる。また、「DV相談」と限定せず、「男性

相談」というように間口を広くすれば需要があると思われる。

ク 男性DV相談に関する課題

相談者の中には、面接を希望する人もいることから、面接相談の必要性はあるが、その実施については経費面が課題となっている。

また、電話相談については実施日数を増やしたいと思っているが、男性相談員の人材を探し確保することは困難である。

男性DV相談の意義については、相談者の話を聞くことにより、事件等に発展することへの抑止であると考えている。

2 男性DV相談実施機関2

(1) 相談窓口の概要

[被害者相談]

- ・ 開設 平成14年
- ・ 相談日・相談時間 電話相談 平日 日中から夜
面接相談 日曜日（毎月2回） 日中

[加害者等相談]

- ・ 開設 平成26年
- ・ 電話相談 平日の内2日 夜の3時間

(2) ヒアリング結果

ア 相談の内容等について

(被害者相談)

年齢層は主に30代後半以上であり、妻が若い場合が多い。出会い系や婚活パーティ等で知り合い、よく相手の状況を理解しないで結婚している場合が多いようである。性格は優しすぎる人が多く、鬱状態となっている人が多いと思われ、悩みを「誰にも言えなかった」という人が多い。

また、肉体的な暴力を受けているというケースや、家族の生命を脅かすと脅迫されているケース、会社に怪文書を送られ会社にいられなくなったというケースもある。

さらに、「女性にはシェルターがあるのに、男性には逃げ場がない」、「男女平等というけれど守られていない」といった話も聞く。被害者となっている男性が、家族が家にいる日曜等の休日に相談に来るのは難しいのではないか。

(加害者等相談)

加害者男性からの7割以上が、「妻が保護された、離婚調停の通知が届いた」など、実際に事が動いてからの相談となっている。また、日常的に暴力を振るっている人はあまりいない。

自分の行った暴力行為を反省し、何とかならないかという相談がある一方、DVと気づいていない場合が多い。

開設当初は引っ切り無しに電話があったが、現在は日に3件程度。また、雨の日や寒い日には電話が少なく、仕事を終えてから電話をかけてくるものと思われる。

イ 相談体制及び相談員について

(ア) 相談体制について

現在、面接相談は2名体制で実施している。専門性を有する相談員が相談を受け、他にもう1名が客観的な視点でメモを取っているが、密室での面談という点からも、2名体制が望ましいと考えられる。なお、電話相談は1名体制で実施しているが、特に支障はない。

(イ) 相談員の性別について

男性がよいと考えられるが、その理由は、性的な内容など異性に言いにくい話も電話の中でもよく出るためであり、また、相談者が「同性の方が心情がわかる」と考えるからである。

(ウ) 加害が疑われる者から相談を受ける相談員について

この場合は、相談者を受け止められる人ということで、相談業務経験者がよい。なお、医療や精神面の知識が必要なので、臨床心理士、精神保健福祉士等で相談経験がある人が適任である。

(エ) 相談員に求められる資質等について

話を聴くこと、受け止めることは当然ながら、電話相談の経験者であることと、最低限の知識（DV防止法、民法、精神医学など）を有していることが必要である。

また、相談者が「夫婦間のことは分からんだろう」との先入観を持っているので、結婚経験があるとよい。

ウ 相談にあたり配慮していること

電話コミュニケーションの基本として、相談者の心情を理解する一方で、法的に曖昧なことは言わないこと。相談者は、何とかなる方法、助言があるのではないかと期待をして電話をしてくる。そのため、こちらの伝え方次第で、困難なことが解決出来るかもしれないというように思わせてしまう可能性もあることから、誤った伝達にならないように、わからないこと、言えないことはその旨はつきり伝えるよう配慮している。

また、相談者に対して感情移入をしきりにすることはいけないこと。さらに、電話相談の場合は、声に表情をつけるスキルが求められるが、これは電話相談を経験しないと身につかない。

D V 加害者からの相談では、「どんなことがあっても暴力はいけない」旨を伝えながら相談を受けることが必要である。

エ 相談者が相談員に求めるもの

相談員は、とにかく相談者の話を聞くことが必要である。加害者、被害者双方から、誰にも言えなかつた話を聞いてもらえて良かったと感謝される。

また、相談者は困難な状況を乗り越えるための手段を詳しく知り、整理したいと考え、「どうにかして欲しい」「手段を教えて欲しい」と相談に来ることから、相談員にはこれらに応えられる知識と経験が求められる。

オ 相談者への情報提供について

(ア) 相談者への情報提供等

相談者は、どこに行けば良いのか、何を行えば良いのか、とわからない状況が多いいため、様々な場合を想定した相談窓口等関係機関からの情報提供が有効である。

また、D V相談とのことで保健所などから相談案件が回って来るが、相談者の話をよく聞くと、結局、保健所、児童相談所に対する相談内容である場合がある。そのため、相談者にはポイントを絞って、それぞれの相談先である保健所、児童相談所に相談するよう説明している。

(イ) 加害が疑われる相談者に紹介している機関について

相談者に意志がある場合は、加害者更生プログラムを提供している団体に関する情報提供をしているが、その際には、「加害者更生プログラムを行ったからといって、必ず更生できるものではない」と伝えている。

また、継続性のある相談者には、身近な相談窓口（地域活動支援センター、区役所障害者支援、精神保健の相談窓口）や弁護士無料相談を紹介している。

カ 面接相談について

(ア) 加害者からの電話相談で、面接相談を希望する者

全体的に非常に少ないのでないかと思う。

(イ) 面接相談の長所について

顔を見ながらの相談のため、電話よりも状況把握がしやすく、相談者の一層困っている悩みや希望をより明確に聴くことができる。また、面接相談は、事前に時間・場所の設定ができ、相談者がある程度要点をまとめるなど準備してから相談に臨むことができるので効率がよい。

また、鬱状態になっている相談者は、電話だけでは整理できないことも面談では整理しやすいようである。

面接相談は安全性の面から相談員と他の職員の2名で行っているが、相談員は白紙を用意し、話の内容をそれに記入しながら問題を整理している。

キ DVに悩む男性を相談につなげる方法について

「加害者」という自覚がない人をいかに相談に結びつけるかについては、「つい手を上げてしまう人は相談してください」というように表現を工夫すると相談しやすくなる。

DVの未然防止のためには、DVの自覚がない人に「自分のやっていることはDVかもしれない」といった投げかけをすることが有効と考えられる。

また、男性は、DVの加害者となるばかりでなく、被害者になることもあることを広報することにより、DV被害者の相談が増えるのではないかと思われる。

手法としては、自治体の広報紙を活用することや、児童相談所等にパンフレットを置くこと、地下鉄等の電光掲示板の利用などが有効であると考えられる。

ク 男性DV相談に関する課題

課題としては、男性被害者は避難施設等の逃げ道がないこと。また、加害者男性については、問題の解決というよりは、再発予防的な相談対応になっていることなどがあげられる。

また、一方で、DVを起こす前に相談して来る場合もあるので、そうした人の相談を増やしていくことが必要だと思われる。